

○みどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則

平成18年3月27日

規則第53号

改正 平成19年6月27日規則第24号

平成19年12月10日規則第40号

平成20年4月1日規則第20号

平成21年6月30日規則第29号

平成24年5月28日規則第11号

平成26年12月24日規則第20号

平成28年3月25日規則第11号

平成30年3月28日規則第5号

平成30年12月28日規則第23号

令和3年3月26日規則第2号

令和3年6月30日規則第16号

(一部未施行)

令和5年1月31日規則第8号

(一部未施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、みどり市福祉医療費支給に関する条例(平成18年みどり市条例第114号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(受給資格の認定申請)

第3条 条例第4条第1項及び第5条第1項の規定による申請は、福祉医療費受給資格者証交付申請書(様式第1号。以下「受給資格者証交付申請書」という。)その他の市長が定める様式により行うものとする。ただし、みどり市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年みどり市条例第12号)第3条第1項の規定により電子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して当該申請を行わせる場合は、この限りでない。

2 前項の申請に当たっては、次の第1号に掲げる書類を提示するほか、第2号から第6号までに掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる方法によりその受給資格を証さなければならない。

(1) 社会保険関係各法の規定に基づき交付された被保険者証、組合員証又は加入者証

(2) 条例第3条第1項第2号に規定する者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。))第50条、第55条及び第55条の2の規定により後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者を除く。以下「重度心身障害者」という。) 同号に該当することを証する次に掲げる書類の添付

ア 国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)の規定に基づき交付された障害基礎年金証書(以下「年金証書」という。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)の規定に基づき交付された特別児童扶養手当証書、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき交付された身体障害者手帳(以下「身障手帳」という。)、昭和48年9月27日厚生省発児第156号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に基づき交付された療育手帳(以下「療育手帳」という。))その他障害の程度を証する書類の提示及び写しの添付

イ 条例第3条第1項第2号ただし書に規定する者にあつては、所得税(所得税法(昭和40年法律第33号))に基づき課せられる所得税をいう。以下同じ。)及び市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号))に基づき課せられる市町村民税をいう。以下同じ。)の課税の状況(1月から7月までの間の申請にあつては前々年、その他の申請にあつては前年の状況をいう。以下同じ。)を証する書類

(3) 条例第3条第1項第2号に規定する者のうち高確法第50条、第55条及び第55条の2の規定により後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者(以下「高齢重度障害者」という。) 同号に該当することを証する次に掲げる書類の添付

ア 年金証書、身障手帳、療育手帳その他障害の程度を証する書類の提示及び写しの添付

イ 条例第3条第1項第2号ただし書に規定する者にあつては、所得税及び市町村民税の課税の状況を証する書類

(4) 条例第3条第1項第3号及び第4号に規定する者 当該各号に該当することを証する次に掲げる書類の添付

ア 配偶者と死別し、又は離婚した者にあつては、戸籍謄本(みどり市に本籍を有しない者に限る。)

イ 配偶者の生死が明らかでない者にあつては、官公署、勤務先等の証明書

ウ 配偶者から遺棄されている者にあつては、福祉事務所又は民生委員(民生委員法(昭和23年法律第198号)第5条の規定により委嘱された者をいう。以下この号において同じ。)又は区長等の証明書

エ 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない者にあつては、官公署又は民生委員の証明書

オ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者にあつては、当該配偶者に係る医師の診断書

カ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けられない者にあつては、拘禁に係る刑務所、拘置所その他官公署の証明書

キ アからカまでに掲げる者以外の者にあつては、その資格を証する書類

ク 母、父及び児童の所得税及び市町村民税の課税の状況を証する書類

(5) 条例第3条第1項第5号に規定する者 父母のない事実を明らかにすることができる書類並びに所得税及び市町村民税の課税の状況を証する書類の添付

(6) 社会保険関係各法による被保険者、組合員、加入者及び被扶養者で申請の日の属する年の1月1日にみどり市に住所を有していなかった者(みどり市が行う国民健康保険の被保険者及び群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者を除く。) 市町村民税の課税の状況に関する市町村長の証明書の添付

(平21規則29・全改、平26規則20・平30規則5・令5規則8・一部改正)

(資格取得の時期)

第4条 条例第3条第1項各号に規定する者に対する福祉医療費の支給は、次の各号に掲げる日(以下「資格取得日」という。)を始期とする。

(1) 出生により資格が発生した場合は、出生日

(2) 県内市町村からの転入により資格が発生した場合は、転入日。ただし、前市町村において資格を有していた者が、転入後14日以内に申請した場合に限る。

(3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定により県内市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者が群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となった場合は、当該後期高齢者医療の被保険者となった日。ただし、当該被保険者となった日後14日以内の申請の場合に限る。

(4) 前3号以外の場合は、受給資格に該当するものとして市長が認定した日

(平21規則29・追加)

(資格喪失の時期)

第5条 条例第3条第1項各号に規定する者に対する福祉医療費の支給は、次の各号に掲げる日(以下「資格喪失日」という。)の前日までとする。

(1) 死亡の場合は、死亡日の翌日

(2) 転出の場合は、みどり市に住所を有しなくなった日

(3) 前2号以外の場合は、受給資格要件を欠いた日。ただし、第7条第1項第2号の規定による受給資格者証の有効期間中に、国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条第2項に規定する障害等級が変更されたことにより支給対象者に該当しなくなったときは、当該受給資格者証の有効期間の翌日を資格喪失日とみなす。

(平21規則29・追加)

(受給資格者証)

第6条 条例第4条第3項に規定する福祉医療費受給資格者証の様式は、様式第2号のとおりとする。

(平19規則40・平20規則20・一部改正、平21規則29・旧第4条繰下・一部改正)

(受給資格者証の有効期間)

第7条 条例第4条第3項及び第5条第3項の有効期間は、第4条の規定による資格取得日からそれぞれ次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる日までとする。

(1) 条例第3条第1項第1号に規定する子ども 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日

ア 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に条例第4条第1項に規定する認定を受けた場合 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間において市長が別に定める日

イ 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に条例第4条第1項に規定する認定を受けた場合 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間において市長が別に定める日

(2) 条例第3条第1項第2号に規定する者 当該第4条の規定による資格取得日後最初に到来する平成21年から3年ごとに到来する年の7月31日(第3条第2項第2号若しくは第3号の規定により提示された障害の程度を証する書類に、次回診断書提出年月、再認定日、次の判定年月及びこれらに準ずる月日の記載があるときは、当該月(年金証書の次回診

断書提出年月については当該月の3か月後)の末日(当該記載が日をもってなされている場合は当該日の前日)又は当該受給者証交付の日後最初に到来する更新年から3年ごとに到来する年の7月31日のいずれか早い日)。ただし、有効期間中に65歳に達する者及び75歳に達する者(高齢重度障害者を除く。)にあっては、当該達する日までとする。

- (3) 条例第3条第1項第3号から第5号までに規定する者及び児童 当該第4条の規定による資格取得日後最初に到来する7月31日。ただし、有効期間中に18歳に達する児童及び当該児童のみ扶養している者にあっては、その達する日以後最初の3月31日までとする。

(平19規則24・平19規則40・平20規則20・一部改正、平21規則29・旧第5条線下・一部改正、平26規則20・令5規則8・一部改正)

(受給資格者証の更新)

第8条 前条各号に規定する有効期間が満了する者は、有効期間が満了する前に、受給資格者証交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長が必要ないと認めるときは、第3条第2項に規定する添付書類の全部又は一部を省略することができる。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、市長は、受給資格者証の交付を受けた支給対象者に係る受給資格が有効期間の満了後においても明らかであると認める場合は、受給資格者証交付申請書の提出がないときであっても、有効期間の更新を行うことができる。

(平21規則29・追加、平26規則20・一部改正)

(受給資格者証の再交付)

第9条 受給資格者証の交付を受けた者は、受給資格者証を汚し、損じ、又は失ったときは、福祉医療費受給資格者証再交付申請書(様式第10号)により、市長に受給資格者証の再交付を申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを審査し、受給資格を確認したときは、受給資格者証を再交付するものとする。

(平21規則29・追加)

(受給資格者証の返還)

第10条 受給資格者証の交付を受けた者が資格を喪失したとき、条例第5条に規定する更新により新たな受給資格者証の交付があったとき、及び前条の規定により受給資格者証の再交付を受けたときは、すみやかに不用となった受給資格者証を市長に返還しなければならない。

- 2 市長は、受給資格者証を所持している者が前項の規定による返還を行わないときは、受給資格者証の返還を命ずることができる。

(平21規則29・追加)

(支給の申請)

第11条 条例第9条第2項の規定による福祉医療費の支給の申請は、福祉医療費給付申請書(様式第3号)に当該医療に要した費用の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(平21規則29・旧第6条繰下・一部改正)

(支給の通知)

第12条 市長は、条例第9条第2項の規定による福祉医療費の支給の申請を受け同条第3項の規定により、福祉医療費の額を決定したときは、福祉医療費支払通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。ただし、市長が別に定める方法により、この通知に代えることができる。

(平20規則20・一部改正、平21規則29・旧第7条繰下・一部改正)

(届出)

第13条 条例第10条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる届書により行わなければならない。

- (1) 条例第10条第1項第1号及び第3号に該当する場合 福祉医療費受給資格喪失・変更届書(様式第7号)
- (2) 条例第10条第1項第2号に該当する場合 高額療養費等該当届書(様式第8号)
- (3) 条例第10条第1項第4号に該当する場合 第三者の行為による被害届書(様式第9号)

(平20規則20・一部改正、平21規則29・旧第8条繰下・一部改正)

(福祉医療費の返還)

第14条 条例第11条の規定による返還に際しては、福祉医療費返還届書(様式第11号)を提出するものとする。

(平21規則29・旧第10条繰下・一部改正)

(証明の申請)

第15条 受給資格者は、市に住所を有しなくなったときは、福祉医療費の受給資格者であったことの証明書の交付を福祉医療費受給資格者証交付状況及び福祉医療費支給状況証明書交付申請書(様式第12号)により市長に申請することができる。

2 前項の規定による申請に対する証明は、福祉医療費受給資格者証交付状況及び福祉医療費支給状況証明書(様式第13号)により行うものとする。

(平21規則29・旧第11条繰下・一部改正)

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(平21規則29・旧第12条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の笠懸町福祉医療費支給に関する条例施行規則(平成4年笠懸町規則第4号)、大間々町福祉医療費の支給に関する条例施行規則(平成4年大間々町規則第11号)又は東村福祉医療費支給に関する条例施行規則(平成4年東村規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(受給資格者証の有効期間の特例)

- 3 令和5年7月31日までの間における第7条第2号の規定の適用については、同号中「当該第4条の規定による資格取得日後最初に到来する平成21年から3年ごとに到来する年の7月31日」とあり、及び「当該受給者証交付の日後最初に到来する更新年から3年ごとに到来する年の7月31日」とあるのは、「令和5年7月31日」とする。

(令3規則16・追加)

附 則(平成19年6月27日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年6月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、療育手帳における障害程度区分については、平成18年12月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前のみどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則の規定に基づく様式による用紙については、なお従前の例による。

附 則(平成19年12月10日規則第40号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(旧様式の取扱い)

- 2 この規則による改正前のみどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則の様式による申請、届出及び証明は、当分の間、この規則による改正後のみどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙等については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成21年6月30日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年8月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のみどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前のみどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)による届出及び証明は、当分の間、新規則の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際、現にある旧規則による様式による用紙等については、適宜補正して使用することができる。

附 則(平成24年5月28日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後の期間についてみどり市福祉医療費支給に関する条例(平成18年みどり市条例第114号)第5条第1項の認定を受けようとする者は、施行日以前においても、この規則による改正後のみどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則第3条に規定する福祉医療費受給資格者証交付申請書により申請することができる。

附 則(平成26年12月24日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。



(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第2条の規定による改正前のみどり市税条例施行規則、第3条の規定による改正前のみどり市過疎対策のための市税(固定資産税)の課税特例に関する条例施行規則、第4条の規定による改正前のみどり市国民健康保険税条例に関する文書の様式を定める規則、第5条の規定による改正前のみどり市生活保護法施行細則、第6条の規定による改正前のみどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則、第7条の規定による改正前のみどり市児童福祉法施行細則、第8条の規定による改正前のみどり市学童保育所条例施行規則、第9条の規定による改正前のみどり市保育の必要性の認定に関する条例施行規則、第10条の規定による改正前のみどり市児童手当事務取扱規則、第11条の規定による改正前のみどり市児童扶養手当事務取扱規則、第12条の規定による改正前のみどり市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則、第13条の規定による改正前のみどり市老人福祉法施行細則、第14条の規定による改正前のみどり市介護予防複合施設条例施行規則、第15条の規定による改正前のみどり市沢入地区共同交流生活ハウス条例施行規則、第16条の規定による改正前のみどり市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第17条の規定による改正前のみどり市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、第18条の規定による改正前のみどり市身体障害者福祉法施行細則、第19条の規定による改正前のみどり市知的障害者福祉法施行細則、第20条の規定による改正前のみどり市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則、第21条の規定による改正前のみどり市地域活動支援センターおおま条例施行規則及び第22条の規定による改正前のみどり市群馬県の生活環境を保全する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成30年3月28日規則第5号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月28日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の様式第2号による福祉医療費受給資格者証は、改正後の様式第2号による福祉医療費受給資格者証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のみどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後のみどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際改正前のみどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和3年3月26日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の様式第2号による福祉医療費受給資格者証は、改正後の様式第2号による福祉医療費受給資格者証とみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の様式第2号による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和3年6月30日規則第16号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、令和3年8月1日から施行する。

附 則(令和5年1月31日規則第8号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中みどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則第3条第1項の改正規定 令和5年2月1日

(2) 第1条中みどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則第7条第1号の改正規定 令和5年4月1日

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際現に改正前のみどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則の規定により交付され、又は提出されている書類は、改正後のみどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則の規定により交付され、又は提出されている書類とみなす。